

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

略	出	総
目次	目次	目次
〔第一章～第三章 略〕	〔第一章～第三章 同左〕	〔第一章～第三章 同左〕
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
〔第一節～第五節 略〕	〔第一節～第五節 同左〕	〔第一節～第五節 同左〕
第六節 信用リスク削減手法	第六節 信用リスク削減手法	第六節 信用リスク削減手法
〔第一款・第二款 略〕	〔第一款・第二款 同左〕	〔第一款・第二款 同左〕
第三款 包括的手法	第三款 包括的手法	第三款 包括的手法
〔第一目～第七目 略〕	〔第一目～第七目 同左〕	〔第一目～第七目 同左〕
第八目 削除	第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第九十四 条）	第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第九十四 条）
〔第四款～第七款 略〕	〔第四款～第七款 同左〕	〔第四款～第七款 同左〕
第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項
〔第一目・第二目 略〕	〔第一目・第二目 同左〕	〔第一目・第二目 同左〕
第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ ティブ等（第一百八条～第一百二十条）	第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ ティブ等（第一百八条～第一百二十条）	第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポートの 信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第一百二十 条の二）
〔第五章～第八章 略〕	〔第五章～第八章 同左〕	〔第五章～第八章 同左〕
附則	附則	附則

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～六の二 略〕

六の三 適格中央清算機関 商工組合中央金庫が第二百五十三条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を商工組合中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔七～三十 略〕

三十一 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ～ヘ 略〕

ト 國際復興開発銀行、國際金融公社、多数国間投資保証機関、國際開發協會、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北歐投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアイシフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十二・三十二の二 略〕

三十二の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十六条第二項に規定する長

第一条 [同左]

〔一～六の二 同左〕

六の三 適格中央清算機関 商工組合中央金庫が第二百五十三条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を商工組合中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同左〕

〔七～三十 同左〕

三十一 [同左]

〔イ～ヘ 同左〕

ト 國際復興開発銀行、國際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北歐投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同左〕

〔三十二・三十二の二 同左〕

三十二の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク

期決済期間取引をいう。第二十五条第一号及び第五十五条第一項

スポージャーをいう。

において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずる
エクスポージャーをいう。

〔三十二の四～七十七 略〕

（連結の範囲）

第三条　〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が法第三十九条第一

項第三号又は第四号に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保
険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法
人等（第五条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。
）については、連結の範囲に含めないものとする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク
・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合
中央金庫にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採
用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるも
のをいう。

〔2・3 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信

（連結の範囲）

第三条　〔同左〕

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が法第三十九条第一

項第三号又は第四号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）
を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第
一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の
範囲に含めないものとする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク
・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合
中央金庫にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手
法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定
めるものをいう。

〔2・3 同左〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信

用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。

〔2・3 略〕

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 [略]

〔項を削る。〕

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 [同左]

2 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額について、第百二十条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。

〔2・3 同左〕

(国際開発銀行向けエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポート)

第三十七条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポートは、零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポート)

第五十一条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十一号）に規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポートは、零パーセントとする。

(国際開発銀行向けエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポート)

第三十七条　【同左】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アシア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポートは、零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポート)

第五十一条　【同左】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十一号）に規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポート・エクスポート・エクスポート・エクスポートは、零パーセントとする。

3　【略】

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パーセント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
[略]	

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パーセント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
[同左]	

。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 (SACCR (第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)) を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポートージャー方式 (第五十九条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。) を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

算出する場合において
、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。) 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

〔(注1)・(注2) 略〕

2
〔略〕

(与信相当額の算出)

第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十九条の六までに定めるところにより S A-C C R 又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 略〕

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

6
〔略〕

算出する場合において
、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。) 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

〔(注1)・(注2) 同左〕

2
〔同左〕

(与信相当額の算出)

第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十九条の六までに定めるところにより C レント・エクスポージャー方式、標準方式 又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 同左〕

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6
〔同左〕

(SA - CCCR)

第五十七条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がSA - CCCRを用いるときは、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポート・ジャージーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に對して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに第五十九条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額 = 1.4 × (RC + PFE)

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）
PFEは、将来の潜在的なエクスポート・ジャージー額（以下この条において同じ。）

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

二 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$RC = \max\{V - C, 0\}$

(カレント・エクスポート方式)

第五十七条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の左欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の右欄に掲げる掛け目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の左欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の右欄に掲げる掛け目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛け目

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$$

$$-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘査して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボラティリティ調整率

C_{post} は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続き又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

Hc_{post} は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx_{post} は、担保を差し入れる場合においてエクスボラティリティ調整率
保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率
マージン・アグリーメントを締結している場合

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金関連取りを除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3

前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

＝ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\frac{H_N \times \sqrt{\min\{M_{NS}, 250\}}}{T_N}$$

NSは、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_Nは、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

(注 1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポート

ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される

契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注 2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注 3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注 4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ

、為替先渡取引（F X A）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に

限る。）等をいう。

(注 5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ

プション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注 6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（F R A）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

- 二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットディング・セット三十営業日
- 二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット三十営業日
- 三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずる

(注 7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指數に基づく

先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注 8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注 9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類 (パーセント)	掛 目
トータル・リターン	優良債務者	五・〇
・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	その他の債務者	十・〇

(注 1) 商工組合中央金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、商工組合中央金庫がクレジット

ネットティング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング

・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日

五 N(二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより変動証拠金

の額が調整されるネットティング・セット

F+N-1

Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の

連続する二の四半期の間に、ネットティング・セットについて、担保

額調整(エクスポートヤーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変

化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係

争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期

間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半

期の間は、当該ネットティング・セットについては、前項各号に定め

るリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマ

ージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn^{aggregate}$$

$$multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05) \times exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn^{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$

$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

- (注 2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
- ① 第三十三条から第三十九条までの規定において、
リスク・ウェイトが規定されている主体
- ② 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)
、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる
会社のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らし
て二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが
認められている主体並びに適格格付機関により付与
された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は
5—3以上である主体をいう。
- (注 3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ
バティブについては、プロテクションの対象とする複

AddOn^(IR)は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn^(FX)は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Credit)は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Equity)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Com)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットイング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

ネットのアドオン = $0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$

8 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

二 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティ

二 ブロードに設けられたヘッジセット

- 二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
- 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット
- 四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット
- 五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
- 9 前項の規定にかかわらず、ベース (同一通貨の異なるリスク・フアクター (当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十九条の三において同じ。) 間の差異をいう。) を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・フアクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。
- 10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。
- 11 第六項の算式中 $AddOn^{(IR)}$ は、次に掲げるところに従い、算出する。
- 一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。
- $$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$
- 二 $\overline{AddOn_j^{(IR)}}$ は、通貨 j 建ての金利デリバティブのヘッジセットに係る

アドオンの額の合計額

二 前号の算式中AddOn_j(IR)は、次の表の左欄に掲げるヘッジセット上区分に応じ、同表の右欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇
第九項に規定するヘッジセット	○・二五
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	一・五一

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\frac{1}{\left[\left(D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}} + 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)}$$

D_{ji}^(IR)は、通貨j建てであり、かつ、E_i（第五号に規定するE_iをいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリ

バティイブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

)

D_{j2}^(IR)は、通貨j建てであり、かつ、E_iが一年以上五年以下である金利デリバティイブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

D_{js}^(IR)は、通貨j建てであり、かつ、E_iが五年超である金利デリバティイブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$$= |D_{j1}^{(IR)}| + |D_{j2}^{(IR)}| + |D_{j3}^{(IR)}|$$

四 前号の算式中金利デリバティイブに係る実効想定元本額は、当該

金利デリバティイブに係るデュレーシヨン調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティイブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S_iは、同号の金利デリバティイブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参

照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E_iは、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

左 オプション 次の表の左欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の右欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\frac{\phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)}{}$
コール・オプションの売り	$-\phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

<u>プット・オプションの買い</u>	$-\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
<u>プット・オプションの売り</u>	$\Phi\left(\frac{-\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$

(注1) P_iは、当該オプションiが参照する金利等の水準

(注2) K_iは、当該オプションiの行使価格

(注3) σ_iは、○・五

(注4) T_iは、当該オプションiにおける最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5) Φ(x)は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

口 イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの =
△ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該

金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

M_iは、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなつていての場合にあっては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR_iは、当該金利デリバティブiを含むネットディング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読

読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12 第六項の算式中AddOn^(FX)は、次に掲げるところに従い、算出する

- 算出に用いる算式は、次のとおりとする。
二 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn_{HSj}^(FX)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

二 前号の算式中AddOn_{HSj}^(FX)は、次の表の左欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の右欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乘じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	三十一

- 三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デ

リバティイブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分

に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティイブがネットディング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「 σ_{il} は、○・五」とあるのは「 σ_{il} は、○・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティイブが参照する為替レート等が上昇する場合 二 リバティイブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティイブが参照する為替レート等が上昇する場合 一 当該外国為替デリバティイブの時価が下落するもの

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中

「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」
とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一
項第七号口」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準
用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号に
おいて読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号
において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて
準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用
する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて
準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」
と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn(^(credit))は、次に掲げるところに従い、算出

- する。
二 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(credit)} = \left[\left(\sum_k \rho_k^{(credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 \right.$$

$$\left. + \sum_k (1 - (\rho_k^{(credit)})^2) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity_k)は、Entity_kを参照する信用デリバティブに係る

アドオンの合計額

Entity_kは、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。たゞ
し、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフ

オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(credit)}$ は、Entity_kに係る相関係数

前号の算式中AddOn(Entity_k)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の左欄に掲げる適格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の右欄に定める掛け目

適格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛け目 (パーセント)
1-1	○・三八
1-2	○・四二
1-3	○・五四
1-4	一・〇六
1-5	一・六〇

<u>1-6</u>	六・〇〇
------------	------

(注) 第三十三条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リス

ク区分についても、同項第一号の表を準用するものとす
る。

口 インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の左欄に
掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リス

ク区分に応じ、同表の右欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に応する信用リスク区分	掛 目 (パーセント)
<u>4 - 3 又は 5 - 3 以上</u>	<u>○・三八</u>
<u>4 - 3 又は 5 - 3 未満</u>	<u>一・〇六</u>

三 第一号の算式中 $\rho_k(\text{Credit})$ は、次のイ又はロに掲げる信用デリバ

クティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

口 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

口 インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用
デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調

整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーシヨン調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブi」とあるのは「信用デリバティブi」と、「金利契約」とあるのは「原債務者に係る契約」と、「金利デリバティブ又は負債性商品」とあるのは「信用デリバティブの」と、「金利デリバティブ又は「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「信用デリバティブが」と、「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「原債務者に係る契約」と読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

1 オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値」（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「οιは、〇・五」とあるのは「οιは、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては一・〇、インデックスを参照する場合にあっては〇・八」と、

「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

□ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の左欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の右欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
<u>プロテクションの購入</u>	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
<u>プロテクションの提供</u>	$-\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注 1) A_iは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注 2) D_iは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

△ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

三 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、
当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデック
スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価
が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期
間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七
号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバ
ティブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第
十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替え
て準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八
号において読み替えて準用する前項」とあるのは「第十三項第
七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替
えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて
準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替
えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各
号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn(Equity)は、次に掲げるところに従い、算出
する。

二 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Equity)} = \left[\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity_k)は、Equity_kを参照するエクイティ・デリバティ

フに係るアドオンの額の合計額

Equity_kは、当該エクイティ・デリバティが参照する株価又は株価指數

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity_kに係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Equity_k)は、次の表の左欄に掲げるエクイティ・デリバティの区分に応じ、同表の右欄に定める掛け目を、エクイティ・デリバティに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティの区分	掛け目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティ	三十二

第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	土六
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	百六十
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指數を参照するエクイティ・デリバティブ	二十一
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指數を参照するエクイティ・デリバティブ	土
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指數を参照するエクイティ・デリバティブ	直

三 第一号の算式中 ρ_k (Equity) は、次の又はロに掲げるエクイティ

・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

Ⅰ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

Ⅱ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

Ⅰ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 σ_i 」は、○・五とあるのは「 σ_i 」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあっては一・二〇、株価指数を参照する場合にあっては○・七五」と読み替えるものとする。

Ⅱ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 二
△ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

ティイブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するものマイナス一六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15 第六項の算式中AddOn^(com)は、次に掲げるところに従い、算出する。

二 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \left[\left(\rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left(1 - \left(\rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left(AddOn(Type_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn_{HSj}^(com)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type_k^j)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(com)}$ は、0.4

前号の算式中AddOn(Type_k^j)は、次の表の左欄に掲げるコモディティ・デリバティブの区分に応じ、同表の右欄に定める掛目を当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモディティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	四士

<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ</p>	二十一
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ</p>	二百
<p>第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ</p>	十八
<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ</p>	九

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元

本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 σ_{i1} は、○・五」とあるのは「 σ_{i1} は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあっては一・五、電力以外を参照する場合にあっては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 二
△ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナ

二

- 五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利]デリバティブ」とあるのは「コモディティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号」における「コモディティ・デリバティブ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 16 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリーメントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これらのネッティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。
- 17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCIは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max(C_{MA}, 0), 0 \right]$$
$$+ \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min(C_{MA}, 0), 0 \right]$$

$$\frac{C_{MA} = C_{MA.collect} \times (1 - Hc_{MA.collect} - Hfx_{MA.collect})}{-C_{MA,post} \times (1 + Hc_{MA,post} + Hfx_{MA,post})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘーカット調整後のネット担保額

C_{MA.collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{c_{MA.collect}}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_{fx_{MA.collect}}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{MA,post}は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H_{c_{MA,post}}は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H_{fx_{MA,post}}は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

スポーシャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \frac{\sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmargined}}{NSEMA}$$

PFE_{NS}^{unmargined}は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

第五十八条 削除

(標準方式)

第五十八条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準方式を用いる場合は、ネットティング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

- ネットティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号を持つものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j |\sum_i RPT_{ij} - \sum_l RPC_{lj}| \times CCF_j \Big)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）
の時価の合計額

RPT_{ijl}は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ
。）jlにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を
いう。以下同じ。）

RPC_{1jl}は、ヘッジ・セットjlにおける担保1のリスク・ポジション
CCF_{jl}は、ヘッジ・セットjlに対する掛け

ー リスク・ポジションは、次のイからハまでのいずれかの規定に
より算出する。ただし、いすれの規定によってもリスク・ポジシ
ョンを算出することができない場合、カレント・エクスポートージャ
ー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならな
い。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産
とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

v_{ref} は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）
 v_t は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

p_t は、原資産の価格 (v と同じ表示通貨による。)

□ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（リスク・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

v_t は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

r_t は、金利水準

△ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝想定元本額×残存期間

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支

払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百六十七条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（同条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に同条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十七条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイ特に該当するものが無い場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと
ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと
ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。）同一のコモディティごと又はインデックスごと
四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

。 3 リスク・ポジションは、次に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF_{jlt}は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF_{jlt}は、その原資産の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる掛目とする。

原資産	金	株式	貴金属（ 金を除く）	電力	コモディティ (貴金属)
-----	---	----	---------------	----	-----------------

					。)	及び電力を 除く。)
掛 目 (パーセ ント)	五	七	八・五	四	十	

二 負債性商品を原資産とする場合、CCF_{Jl}は、その原資産の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる掛目とする。

原資産 品	個別リスクの 高い負債性商 品	個別リスクの低い負 債性商品（クレジッ ト・デフォルト・ス ワップに係るリスク ・ポジションに限る 。）	その他
掛 目 (パーセ ント)	○・六	○・三	○・二

三 外国為替に関するCCF_{Jl}は、二・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF_{j,l}は十パーセントとする。

(期待エクスポート方式)

第五十九条 [略]

2 [略]

3 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレスマートレース期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 [略]

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート方式計測モデル（期待エクスポート方式を計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映しているときは、第二項第三号に規定する実効E_{E_{t,k}}の算出において、当該担保による効果を勘案したE_{E_{t,k}}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポート方式)

第五十九条 [同左]

2 [同左]

3 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレスマートレース期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 [同左]

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポート方式の額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映しているときは、第二項第三号に規定する実効E_{E_{t,k}}の算出において、当該担保による効果を勘案したE_{E_{t,k}}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

メントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測するときは、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘査するものとする。

6 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いざれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用することができる。

- 一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
- 二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいざれか大きい額を加えた額

イ アドオン＝ $E[\max(\Delta MtM, 0)]$

$E[]$ は、[]内の期待値

ΔMtM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘査してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

- 7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- ・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 [略]

二 N(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより担保の額が

調整されるネッティング・セット F + N - 1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

- 8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間

は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

二 N日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット F + N - 1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

- 8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、

同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

- 9 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に

法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された

ときは、当該取引を当該ネッティング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含むときは、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

12 [略]

13 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができます。

場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

12 [同左]

13 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができます。

(承認申請書の提出)

(承認申請書の提出)

第五十九条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一～五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十九条の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第五十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポート方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスポート方式計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後

第五十九条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同左〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一～五 同左〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同左〕

(承認の基準)

第五十九条の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第五十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポート方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同左〕

四 期待エクスポート方式計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後

定期的に、かつ、期待エクスポートジヤー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポートジヤー計測モデルの正確性が失われるおそれがある場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十四 略〕

(変更に係る届出)

第五十九条の四 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

〔一～三 略〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(段階的適用等)

第五十九条の六 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、全ての派生

定期的に、かつ、期待エクスポートジヤー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポートジヤー計測モデルの正確性が失われるおそれがある場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同左〕

〔五～十四 同左〕

(変更に係る届出)

第五十九条の四 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

〔一～三 同左〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(段階的適用等)

第五十九条の六 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、すべての派生

商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポートージャー方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートージャー方式を適用しない旨を第五十九条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [略]

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 [略]
- 二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の右欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
------	------------

商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポートージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポートージャー方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートージャー方式を適用しない旨を第五十九条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [同左]

第七十五条 [同左]

- 一 [同左]
- 二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の右欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
------	------------

〔略〕

適格金融資産担保以外の資産（
当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額
を算出する場合、SA-CCR
を用いて派生商品取引若しくは
長期決済期間取引に係る与信相
当額を算出する場合において二
れらの取引に係る与信相当額が
算出される担保の提供に用いる
とき又は第七十一条ただし書の
定めるところによりレポ形式の
取引について第七十条各号及び
第七十一条各号に掲げるもの以
外の資産を用いる場合に限る。
以下同じ。）

二十五パーセント

〔同左〕

適格金融資産担保以外の資産（
当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額
を算出する場合又は第七十一条
ただし書の定めるところにより
レポ形式の取引について第七十
一条各号及び第七十一条各号に掲
げるもの以外の資産を用いる場
合に限る。以下同じ。）

二十五パーセント

2

〔略〕

第八且 削除

2

〔同左〕

第八且 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第九十四条 削除

第九十四条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用しつつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

- RCは、第五十七条第二項第一号に定める再構築コスト
アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン
 C_a は、 H_c （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及
 H_{fx} （エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC
は第五十七条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また
、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。
3 前項に規定する場合において、第一項の H_{fx} は、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときには適用するものとする。

(二十九パーセント・フロアの適用除外)

第九十七条 適格金融資産担保付取引が次に掲げるものである場合に

(二十九パーセント・フロアの適用除外)

第九十七条 [同左]

は、前条の規定にいかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

[一・二 略]

[号を削る。]

[号を削る。]

三
〔略〕

〔節を削る。〕

三 派生商品取引に係るエクスポート・エクスポート・ジャーワー方式を使用する場合に限る。)と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自金庫預金が担保であるとき。 零パーセント

四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。 十パーセント

五
〔同左〕

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーワーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーワーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百二十条の二 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャーワーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーワーについて

、与信相当額の算出に第五十九条に定める期待エクスボージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第一百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信

用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　〔略〕

- 二　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法を適用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものと

第一百三十三条　〔同左〕

一　〔同左〕

- 二　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法を適用する部分につき、第二十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものと

する。

三　〔略〕

四 第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第三号に規定する中央清算機関連エクスポートエージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポートエージャーのEAD)

第一百三十九条　〔略〕

〔2～5　略〕

〔項を削る。〕

ものとする。

三　〔同左〕

四 第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第一項第三号に規定する中央清算機関連エクスポートエージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポートエージャーのEAD)

第一百三十九条　〔同左〕

〔2～5　同左〕

6. 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートエージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートエージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十九条に定める期待エクスポートエージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポートエージャーに係るものに限る。）に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートエージャーのEADとすることができる。

掛け目= $\sqrt{T_m / 10}$

T_m は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替

えるものとする。

(リテール向けエクスポートジヤーのEAD)

第百四十七条 [略]

[2~5 略]

[項を削る。]

(リテール向けエクスポートジヤーのEAD)

第百四十七条 [同左]

[2~5 同左]

6 第百三十九条第六項の規定は、リテール向けエクスポートジヤーであつて、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジヤーのEADを算出する場合について準用する。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の三 [略]

[2~3 略]

4 第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の三 [同左]

[2~3 同左]

4 [同左]

二 SA-CCRを用いる場合 第五十七条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値
二 第三款に規定する括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポートジヤーの額の割引現在価値
二 標準方式を用いる場合 第五十八条に規定する与信相当額の割引現在価値
[号を削る。]

二 [略]

5 第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_s)$$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedge} 又は M_{Ind}

6 [略]
〔項を削る。〕

三 [同左]
5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_s)$$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedge} 又は M_{Ind}

6 [同左]

四 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_i^{\text{total}}$

(直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの $\text{EAD}_i^{\text{total}}$ とすることができる。

$$\text{掛け目} = \sqrt{ (T_m / 10) }$$

T_m は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の四 [略]

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の四 [同左]

〔2～4 略〕

〔項を削る。〕

〔2～4 同左〕

5 前項の規定にかかわらず、第五十九条第六項（第百三十九条第五項又は第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネットティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいざれか大きい期間を t_1 とし、当該ネットティング・セットの実効EPEを $E E_i$ としなければならない。

5
6

〔略〕
〔略〕

(適用除外)

第二百五十三条の五 〔略〕

2 第二百五十三条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポート方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第二百五十三条の五 〔同左〕

2 カレント・エクスポート方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポート及び直接清算
参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセット)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポート及び直接清算
参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセット)

第二百五十三条の七 第四章（第五十七条第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポート・エクスポート・エクスポートの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・エクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポート・エクスポートのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

第二百五十三条の七 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポート・エクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出について準用する場合、当該トレード・エクスポート・エクスポートのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十九条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第八十一条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいづれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

〔一・二 略〕

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A - C C R を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能と

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポート・エクスポートの規定にかかる場合において、適格中央清算機関が間接清算参加者である場合にお

なり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待

エクスボージャー方式を用いるときは、第五十九条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

[項を加える。]

いて、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、商工組合中央金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていな場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトルは、四パーセントとする。

[項を加える。]

るものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットディング・セツトに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいざれか短い営業日数とする。

6 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（商工組合中央金庫が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に商工組合中央金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百五十三条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K_{CMi})に十二・五を乗じて算出する。

二 所要自己資本額(K_{CMi})は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

[項を加える。]

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百五十三条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいざれかの手法を用いて算出する。

- 一 リスク・センシティブ手法
- 二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF_i^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF_{tot}^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するトレード・エクスポートの額

EAD_iは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

1. 派生商品取引 SA-C.C.Rを用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額

を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

2. レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポートの額に当該直接清算参加者が拠出した

に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{oi}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

— 所要自己資本額（K_{oi}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF' & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$\begin{aligned} DF'_{CM} &= DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N \\ DF' &= DF_{CCP} + DF'_{CM} \end{aligned}$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$$

K_{oi}^{*}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

N_iは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DF_iは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算基金の額

DF_iは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除

当初証拠金の額を加えた額（第八十五条の信用リスク削減手

法適用後の額とする。）

IM_iは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 前号ロの規定により所要自己資本額(K_{CMi})を算出する場合にお

いては、第八十一条第二項第一号ニの規定にかかるらず、算出基

準日を含む四半期の一期前の四半期内のいざれかの時点で取引件

数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を

二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポートに

係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象

としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該

レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（

担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同

号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該

区分ごとに算出する。この場合において、DF_{cgp}が当該区分ごとに

分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{cgp}は、Σ_iEAD_i

の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間

接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括し

て管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれ

く。）に先立ち負担するものの額

EBRM_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対す

るエクスポートの額に当該直接清算参加者が拠出した当初

証拠金の額を加えた額

IM_iは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において

同じ。）

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

A_{Net, i}は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスポートの額のうち最大の額（第八号及び第九号

において同じ。）

A_{Net, 2i}は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスポートの額のうち二番目に大きい額（第八号及

び第九号において同じ。）

Σ_iA_{Net, i}は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に

対するエクスポートの額の合計額（第八号及び第九号にお

いて同じ。）

二 前号におけるエクスポートの額は、第八十五条及び第九十

四条の信用リスク削減手法適用後エクスポート額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法

適用後エクスポートの額の計算については、第五十七条のカレ

ント・エクスポート方式を用いる。

の勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。) を分別管理

している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポートの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポートの額の合計額をEAD_iとする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、

当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

二 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

四 前号の場合において、第五十七条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十七条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十

八条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第八十一条第二項第一号ニ(第八十八

条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一四半期のいすれかの時点での取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とする必要はない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF_{cap}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{cap}はΣ_iA_{net,i}の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF_{cap})が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{cap})を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF_i^{*}は、当該適格中央清算機関に対する商工組合中央金庫の未拠出の清算基金の額

DF_i^{*}は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額
九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{CM})を計算することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した当初清算基金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$Min((2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE)$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額

DFは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算基金の額

備考 記号の〔 〕の記載及び対象規定の「重傍線を引いた部分」を除く部分は付記である。

[REDACTED]